

生徒心得

1 生徒心得

生徒は教科の学習と特別活動を行うことを目的に学校へ来ている。学習や自主的な活動である特別活動によって、青年として必要な学力、情操、体力、市民道徳を身につけることが、生徒の本分であり、全力をつくし、とりくむ課題である。

他人の学習を妨げる行為はもちろんのこと、自らの学習権を放棄するようなことは許されない。学習（授業）については次のことに注意しよう。

- (1)遅刻をしないこと。
- (2)エスケープや授業の妨害をしないこと。
- (3)試験での不正な行為をしないこと。
- (4)自習のときは周囲の授業のじゃまをしないよう、静かに行うこと。

2 制服・身だしなみについて

登下校、校内、校外活動及び土・日・祝祭日などの休暇中校内での特別活動などには必ず制服を着用すること。常に質素、清潔を重んじ本校生徒としての自覚を持ち品位を保つこと。また、日常生活においても高校生にふさわしい服装と身だしなみを心がけ、華美なものは避けること。

制服は本校の指定店で、指定されたものを購入し、変形、改造等の加工はしないこと。

- (1)本校指定の制服を正しく着用すること。
- (2)ズボン・スカートどちらを着用してもよい。
- (3)異装に関しては、身体上や健康上の理由でやむを得ず制服を着用することができない場合、生徒指導部に異装届けを提出し許可を受けること。
- (4)夏服期間・移行期間・冬服期間は気候に合わせて、適宜指示する。
- (5)履物は華美でないもの、また、靴底が厚すぎるものやサンダル等、登下校や学校生活において不適切なものは不可とする。
- (6)ソックスは華美でないものとする。ルーズソックスは不可とする。
- (7)厳寒期における登下校時に、ブレザーの上に防寒着を着用してもよい。特に指定はないが華美でないものとし、登下校時のみ着用してもよい。教室内での着用は認めない。また、マフラー、手袋、帽子、耳当てにおいても同様である。なお、ブレザーを着用せず防寒着を着用すること、ブレザーの下に学校指定以外のもの（パーカー・トレーナー等）を着用することは禁止する。
- (8)頭髮に関しては染髪・脱色・パーマ・エクステンション(エクステ)などの加工はしないこと。ヘアアイロン等による著しい変色も加工とみなす。
- (9)装身具（ピアス、ネックレス、指輪、腕輪などのアクセサリー類）は身につけないこと。

(10)化粧、マニキュア、二重まぶたグッズ（アイプチ）、カラーコンタクトレンズなどをしないこと。リップクリームは無色に限る。

3 自転車通学について

- (1)交通ルールを守れるもののみ許可する。
- (2)自転車通学は必ず許可を得ること。
- (3)自転車には本校のステッカーを所定の場所に貼ること。
- (4)損害賠償保険に加入すること。
- (5)自転車は所定の場所に駐輪すること。
- (6)駐輪の際は鍵をかけておくこと。
- (7)校内では乗車しないこと。
- (8)イヤフォン等を着用しながら(耳や首にかけておくことも含む)の運転は禁止とする。
- (9)傘さし運転や、傘を自転車にさしておくことは禁止とする。
- (10)その他、交通ルールを守ること。

4 アルバイトについて

原則禁止とする。

5 自動二輪車・原付自動車及び自動車使用禁止規定について

- (1)生徒の自動二輪車・原動機付自転車及び自動車の運転免許証の取得を禁止する。
- (2)生徒の自動二輪車・原動機付自転車及び自動車の購入、運転を禁止する。

6 校舎施設安全について

公共物は常にこれを大切に扱うよう心がけること。特に次の諸項に注意すること。

- (1)壁・天井・机・椅子等をきずつけたり落書きしたりしないこと。
- (2)体育館、格技場、ミーティングルームを除き、廊下・教室等で運動しないこと。

7 清掃美化

私たちの学校は自分たちの手で美しくすること。特に次の点を守ること。

- (1)校舎内外を美しく保つよう努めること。
- (2)紙屑、ジュースの缶、ペットボトルなどは所定の場所かごみ箱に捨てること。
- (3)土砂を校舎内に持ち込まないように留意すること。靴はよくぬぐって校舎内に入ること。
- (4)清掃当番になった日は必ずその責任を果すこと。

8 掲示・放送

掲示物及び「ビラ」はすべて生徒指導部へ届け出なければならない（詳細は別に示す）。
放送を依頼する場合は放送局に申し込むこと。